

栃木県川俣の「元服式」の意味

—「若衆組」とイニシエーションの観点から—

● 藤 崎 康 彦

1. はじめに

筆者は昨2008年度人文学科の学科報『人文学フォーラム』第7号において、福島県の成人儀礼に関するビデオ映像を取り上げ、通過儀礼（イニシエーション）と男性の結束（male bonding）の観点から分析した。今回は同じNHKのプログラム（「ふるさとの伝承」）の一部として同時に放送された、栃木県栗山村（現日光市）川俣の「元服式」（現地では「名付け」ともいう）を取り上げ、「若衆組」とイニシエーションの観点から、ムラにおける「成人」、「一人前」の意味を考えてみたい。昨年度の拙文同様、ジェンダー論や男性学の観点からも意味のある議論になると思う。

方法としては、前回同様映像（今回は関連したものを二本）と、当該地の民俗誌など文献資料とを併用しての分析である。

なおここで以下の論述の必要上、「通過儀礼」と「イニシエーション」を概念的に改めて区別しておきたい。通過儀礼は時間であれ空間であれ、ある社会で文化的に境界線が引かれているところ（分類がなされて互いに対立概念となっているところ）を「越境」する場合に行なわれる、何らかの儀礼的行為を指すことにする。線は時間においても空間においても引かれるが、人の分類のような社会的現象でも行なわれ、どの文化でも重要な意味を持つ。「イニシエーション」は人の社会的な地位や身分に関する「通過儀礼」を表わす。つまりある地位から他の地位への移行を指す概念だが、しかしこれは具体的には、ある集団や結社への正式加入をほとんどの場合意味する。日本語の訳語として「加入礼」とか「入社式」とされるのはそれが理由である。また、しばしばその社会で成人することに関連して見られるので「成熟儀礼」「成人儀礼」などともいわれる。（「成人」とか「一人前」などの意味は、具体的には社会によって多様だが、基本的にはその社会でいずれ「親となること・子を持つこと」につな

がる概念であることは共通であると筆者は理解している。) 以上のような意味で、「通過儀礼」は「イニシエーション」を含む一般的な上位概念として理解する。

2. 映像資料

資料(1)「ふるさとの伝承」¹

先ず映像と共に流されたナレーションと式の司会者の音声を中心に、内容を簡単にまとめる。この「元服式」として紹介された儀礼を検討したうえで、他の資料の検討をする。()内は筆者の補足である。文中下線強調は筆者がつけたものである。

鬼怒川上流の川俣では男子が20歳の成人を迎えるときに、「親分・子分」の義理の親子関係を締結する慣わしになっている。

仲人(場面では小松さんと紹介される)が立ち、親分となる人(場面では山崎さんと紹介される)の家に挨拶(依頼)に行く。親分を依頼される家では夫婦で仲人を迎える。

仲人は「ヤギサワ・ハジメ様ご夫妻の依頼で、仲人として参りました。この度の『名づけ式』ではヤギサワ家次男のジョウ君を子分としてもらっていただきたく、お願いにあがりました」旨の挨拶をする。親分を依頼される山崎氏は「未熟者ながら謹んでお受けします」と応える。

仲人は次に子分の家へ向かう。子分は当家次男のヤギサワ・ジョウ君であるが、本人と親、他の家族がうち揃い仲人を迎える。(本人の映像にかぶせて字幕で八木沢城君とでる。)[ヤギサワ・ジョウ君を子分としてもらっていただく件につきましては、山崎さんご夫妻の快諾をいただくことができました]旨の仲人の報告を聞き、もてなしと祝いの酒の席になる。

1月21日が「元服式」であり、(現在の)成人式に当たる。ここで親分・子分の固めの盃が交わされる。

午前8時、会場(地区の公民館＝自治会館)で儀礼食の準備が始まる。準備は親分・子分双方の家の女性たちが共同で準備する。このようにして特別な絆を結んだことを確認する。準備するのはめでたいとされる料理ばかりで、式の後出席の村人に振舞われる。

式の開始を「当番世話人」が告げる。世話人は司会をする。

世話人が、盃の世話をする男女の小学生の子供（これを「オチョウ（雄蝶）」「メチョウ（雌蝶）」といい、地元の小学生から選ばれる）に、酌をするように告げる。

「オチョウ、メチョウは親分に盃を上げてください」と言う。

親分は四口で飲み干すことを三回繰り返す。

次に世話人は

「盃を子分にまわしてください」という。

それが終わると世話人は

『「オツレサマ（お連れ様）」はオカシラツキ（尾頭付き）を切ってください」と言う。

「お連れ様」は中学生が務め、生魚（昔は土地の岩魚、今は虹鱒）を包丁と金箸を使って、直接魚には触れずに切る。この魚を「共食」することで文字通り「血と肉を分けた」間柄に、親分・子分はなるとされる。

切り分けられた頭の方から順に仮親役の父、母、そして子分へと与えられる。

親分・子分の関係になると、特別の付き合いをする。子分の結婚式には親分は義理の両親として出席する。子分は親分の家に盆暮れには挨拶に行く。親分が死ぬと、子分は葬式で中心的な役割を果たす。

式の後には祝宴となる。舞台では地区の若衆組によって三番叢が演じられる。ヤギサワ・ジョウ君は、この式の後はこの若衆組に正式に加入することになる。

以上が紹介だが、これを筆者が担当している「男性学」の授業で紹介した時、次のような脈絡で説明した。すなわち、どこの社会でも男は互いの結びつきを強くして社会的な集団を作る。その結びつきのあり方は様々な形態をとる。多くは女を排除した男子結社の形をとることが人類学では知られていて、世界各地で報告されている。（先の『人文学フォーラム』で論じた）福島県木幡の「幡祭」の一部として行なわれる若者の「胎内くぐり」を「男が男を生む」ような儀礼として理解するなら、「親子成り」が実質的な内容であるこの栃木の「元服式」は「男が男を育てる」あるいは強化する儀礼としてみることができる。

このような視点から理解すると、このビデオを見たものは「親子成り」の意

義はともかく、「元服」すなわち「おとな（成人）」になることの部分については、差し当たり次のような疑問を抱き、矛盾とも感じるのではないだろうか。

①（かつての公家や武家では）元服式は（数えの）13から15歳せいぜい17歳くらいで行なうものであるのが普通なのに、なぜここでは20歳か。

②20歳になって「若衆組」（民俗学でいう若者組）に入るといえるのはどういうことか。

そして、特に女性たちは次の点も疑問に思うだろう。すなわち、

③このような地域全体を挙げて祝う「成人式」が男だけで、女にないようであるのはなぜか。

これらのうち20歳については（そして男だけという点についても）、例えば明治以降の徴兵検査が（「ムラ」レベルというより「国家」レベルの）成人概念に及ぼした影響などから理解することが可能なようにも思える³。しかし、やはり20歳の「元服」や「若衆」入りはそれでは説明できない。

実はNHKが公表している「川俣地区」の映像には、同時期に取材収録されたと判断できる「若衆組」の記録が他にある（NHK 2002）。これを併せ見ることによって上記②の疑問も説明が付き、そのみかこの川俣の「元服式」そのものも、ひいては上記③に関わる「イニシエーション」そのものの意味も、よりよく理解できることが明らかになった。結論から言えば、「元服式」だけの映像では、視聴した人たちは、この儀式の意味をむしろ誤解する。従って、資料として次にその「若衆組」の映像を検討する。こちらは資料（1）より長いので、内容を筆者が要約する。ナレーションと映像の記述を分けて記述することは難しいので、主な場面ごとに小見出しをつけ、一体のものとして紹介する。（ ）内は映像の情報などを補い、紹介として読みやすくするためのために筆者が補足した部分である。ここでも先と同じく文中下線強調は筆者がつけたものである。

資料（2）川俣の若衆組（わかいしゅぐみ）

場面1

栗山村の川俣地区は、日光の北、鬼怒川の上流の川俣湖⁴のほりにある。川俣には「若衆組（わかいしゅぐみ）」と呼ばれる若者の組織がある。若衆組は地区の伝統行事や芸能を守り伝えている。

場面2

ムラのくらしを見守る愛宕山。修験の山で、今も女人禁制である。昔から神聖なものとして崇めてきた。麓から100メートルほどの山頂に土地の人から今宮様といわれる神様が祀られ、地区の行事や祭りは、その今宮様を中心に行なわれる。

場面3

川俣の若衆組の大きな仕事は、祭りで獅子舞などの芸能を披露することである。人口300人の川俣で、若衆組の人数は60人である。

若衆組には「当番世話人」が一年交替で定められていて、一切の祭りの実施面を担当する。当番の家で行事の準備や寄り合いも行なわれる。(当番の家は祭りの準備をするためか)「楽屋」とも呼ばれる。

若衆組はかつては15歳から42歳まで加入しているものであったが、(少子)高齢化の影響で(成員数が減少したため)現在は48歳まで加入する。

当番世話人の家では、夏の祭りの準備をしている。獅子舞の「花かご」(獅子舞で人がかぶる頭)を作っている。花かごは、代表的な演目である「雌獅子隠し」において雌獅子が隠れる山を表わす。この年若衆組に入ったばかりの「小若衆」の少年(二人)は、獅子頭の内側につける藁を柔らかくするために小槌で打っている。彼らは未だ頭そのものには触らせてもらえない。頭などの準備は当番世話人の他、何人かの大人(年長の若衆)が行なっている。

場面4

8月21日に始まった獅子舞もこの夏の長雨で神社の境内で奉納することができず、公民館で行なった。公民館に溢れるほどの村人が集まり、(映像では)「雌獅子隠し」が演じられた。獅子舞は20代も半ばの中堅層の若衆が行ない、(20歳前後の若衆は)主に下働きをする。

場面5

8月21日の夜10時、若衆だけの神事「おこもり」が始まる。山頂の今宮様をこの日だけ麓のお仮屋にお迎えする。若衆がムラの人たちに成り代わって山の暮しの幸せを祈る神事だ。小若衆三人が山頂に(提灯の明かりのみを手に浴衣の尻をからげてステテコを出し、裸足で)迎えに行く。当番頭から注意を受けて夜の十時頃出発する。ご神体の祠が開けられるのも一年ぶり。一人がお宮から、ご神体に息をかけないように口に懐紙をくわえて、慎重に運び出す。(新しく加入した小若衆の)初めての大役である。

場面6

ご神体は山伏姿の像である。ご神体はお仮屋に安置する。若衆全員が年の順に（浴衣に羽織姿^{vii}で、かつ履き物を脱いで裸足で）一人一人御神酒をかけて拝礼する。ご神体はその日のうちに（再び小若衆の手によって）お宮にお帰しすることが決まりなので、麓での拝礼は一時間ほどしかない。

場面7

5日間の夏祭りの最後の日である8月23日は「ブッキリ」^{viii}の宴の日である。これは（48歳になった男たちが）若衆組を脱げる儀礼である。脱退をする人は浴衣に羽織姿で、当番世話人の家に夜集まり、他の若衆（浴衣姿）に囲まれて宴会を行なう。最後は残る若衆たちが両側に並んで、双方から手を挙げて組んでアーチをつくる。これを花道というが、このアーチの下をくぐって送られてゆく。この日は四人が若衆組から退出した。

場面8

12月30日は若衆組の当番の引き継ぎの日である。古くから引き継がれた資料を整理のうえ、来年の新しい世話人の所に資料を運ぶ。資料は（プラスチックの衣装）コンテナに何箱にもなり、軽トラック一台を使って運ぶほどである。新当番の家で、一時間ほどかけて引き継ぎを行なった。

場面9

1月2日に若衆組の新年を祝う儀式である謡い初めが、新しい当番世話人の家で行なわれる。当番世話人の初仕事である（この時は正装である）。高砂の謡から始まる。謡い初めはこの年に15歳となり若衆組に入る若者を祝う席でもある。しかし今年15歳を迎える若者はいなかった。

場面10以降は、男子が成人を迎えると親分・子分の義理の親子関係を結ぶ風習がある、として、資料（1）とほぼ同じ映像が続く。異なるのは、「元服式」の締めくくりとしては若衆組による「千度まわり」が映像としては提示されていることである。「千度まわり」とは社の周りを何回も回って願い事をするということであるというナレーションの後、若衆組の団結も親分・子分の結びつきも、交通不便で自給自足が基本だった山の生活に欠かせない助け合いの精神によって形づくられたものであったというまとめで映像は終る。

3. 文献資料

この二つの映像資料だけでは分らないことは、民俗誌などの文献資料を併せ検討する事で、かなり理解することができる。先ず栗山村全体の若衆組そのも

のについての情報を民俗誌から抜き書き的に引用する。次に川俣及びその他の地域の元服式についての情報を同様にまとめる。それを踏まえて、いくつか議論すべき論点を提起する。

資料は主として『栗山の民俗』と『栗山村誌』である。二つはそれぞれ特徴があるが、資料としての厳密な評価は紙幅の関係もあり省く。しかし、本稿のテーマに関して現時点で参照できる（公刊されたものとしてはほぼこれ以外にはない）基本文献であるといつて差し支えない。引用に際しては前者を『民俗』、後者を『村誌』として略記する。但し、『栗山の民俗』はオリジナルをそのまま復刻して収録した『関東の民俗 日本民俗調査報告集成』に実際は依った。引用箇所のページ表示は、先に表示したものがオリジナルのページ、すぐ続けてカッコで囲った数字が復刻版の数字である。これまでと同じく、下線強調は筆者によるものである。なお、引用はもとの表記のままとするので、数字などの表記やその他の表現が不統一であるが、そのままとする。更に引用中に「疑性的親族」とあるのは「擬制的親族」と現在の慣用ではなるが、これもそのままとする。また、地名は行政的には大字に相当するものと小字に相当するものとが、特に『栗山の民俗』では記述の中に混在している。ここでは特に整理せず、そのまま引用した。

若衆入り

「男子が数え15歳になると若衆入りする。若衆入りすると部落内の人々から、ほぼ一人前として扱われる。若衆組の年齢は15歳より42歳まで続く。」『民俗』 p.91 (189)

「この日（一月二日）は若者組たちの年度はじめの初集会で（「うたいぞめ」が行われる）——中略——。どこの部落でも若衆入り（若者組入り）の行事をし、15歳に達した男子の若者組への入会が行われる。この日若者たちの参集する若衆宿は普通若衆頭の家が多い。」『民俗』 p.96 (194)

元服式

「川俣部落では、男子が数え年20歳になると、その年の旧1月21日に血筋の切れそうな親族から適当な人を選定し、仮親になってもらい、この仮親をえぼし親として新しい名をもらうことによって成人として認められるという習俗が

ある。この仮親を親分と呼び、成人者は子分と呼ばれた。——中略——21日の名付け式は部落内の参会所に部落内の成人者を集め、部落長の司会で儀式がすすめられる。式には親分・子分固めの盃や、若衆組の手による謡曲「高砂」「四海波」郷土芸能「三番叟」がある。』『民俗』p.91 (189)

「元服式は、本地区（注：川俣地区のことである）出身の数え二〇歳になる男子及び他地域から婿入りや養子縁組をして入村した男子を対象として行なわれる。そして老若男女を問わず、ムラ人全てが見守る中、古式にのっとり後見人となる仮の親と新成人との間で親分子分の契りを結ぶ。またこの時、明治半ば頃までは、親分から子分に対して新しく名前が与えられ、成人後の一般的な呼び名として利用されたといわれる。このため元服式を名付け式とか親分・子分の式などと呼ぶ人もたくさんいる。』『村誌』p.290-91

「この儀式を名付け式と呼んでいる。かつてはナヅキと呼んでいた。』『村誌』p.255

親分・子分

「この地方（注：栗山村全体のことである）においては、親分・子分といわれる疑制的親族関係が昭和の初期まで存在していた。』『民俗』p.88 (186)

「黒部部落などでは、親が厄年の時生まれた子供が、いったん捨てられあらかじめ依頼してあった拾い親に拾われ、生家に戻される習俗があるが、この時の拾い親を親分と呼び、拾われた子は子分といわれる。』『民俗』p.88-89 (186-87)

「小穴部落などでは男子が成人し、嫁を取る時とか一定の年齢（24才）に達すると実父以外に仮親をとり、これを親分と呼び、後見人になってもらった。』『民俗』p.89 (187)

「野尻部落では婚礼の媒酌人を親分と呼んだ。』『民俗』p.89 (187)

「川俣部落に現在見られる親分・子分の関係は、男子が20才になると、段々

縁の遠くなって行く親類のものに仮親となってもらい、この親から名を授けられ、初めて成人に達したことが部落民によって公認される。この名を授ける仮親を親分と呼び、名をいただく成人者を子分と呼んだ。この疑制的親族関係の成立と成人儀礼を名付け式とか元服の儀とか呼び、現在も1月21日に行っている。親分・子分の関係が判然と現在も残っているのは栗山村でもこの部落だけとなっている。』『民俗』p.89 (187)

「表栗山の日向地方では、男子が24歳又は、嫁とりをすると親類の中から適当な人を選んで、親分と呼ばれる後見人をとった。若衆入りによってほぼ一人前とみなされた若者達は、この親分とりによって、完全な成人者として部落中の者に公認されたのである。」『民俗』p.91 (189)

「(川俣で) 現在、親分になるのは三十二、三歳の頃から始まり、縁起の良い三人くらいまで子分にとることが多いという。』『村誌』p.256

「(湯西川では) 他所から移り住んでムラの人となる場合、多くは土地の女性と結婚して有力者と親分・子分の関係を結ぶなどしている。』『村誌』p.209

以上のような「若衆入り」と「親分・子分」に関する抜き書きを並べてみると、明瞭に読み取れることがある。すなわち、

①若衆組に入ることは、十五歳で行われるが、そのみでは「ほぼ一人前」と見なされるだけで、決して「一人前」とはならず、何か他の条件が付加される必要が想定されること。

②二十歳(川俣)あるいは二十四歳(小穴、日向)で親分・子分の関係に入るか、結婚する(小穴、日向、野尻)ことで親分・子分の関係に入るかする。それによって完全な成人と見なされると考えられているらしいこと。

③川俣地区の「元服式」についていえば、親分・子分の関係に入ることと「名付け」をしてもらうことが歴史的にもこの儀礼の趣旨(本質)であったと思われること。

④余所者がムラ入りをする場合は結婚か養子か、何らかの親子関係(結婚の場合は配偶者の親との親子関係)の形成が必要である。その上で、有力者との親分・子分の関係も形成すること。

⑤親分・子分の関係は正式な村人であることの証となっていると思われること。

このように考えてみると、ムラの正式な成員として一人前と見なされること、親分・子分関係の形成、結婚、の三つは明らかに有意義な関係を持っていると判断できる。従って、次に関連した情報として、結婚及び所帯形成に関する記述の抜き書きを示そう。

結婚

「婚期は男子は普通兵隊検査（徴兵検査）終了の20歳から23歳ぐらいが適当とされ、女子は18歳から20歳が適齢期とされた。」『民俗』p.93（191）

「適齢期とは時代によって違い、戦前までは男二〇歳、女一八歳くらいであった」『村誌』p.262

通婚圏

「交通が不便だった関係上村落間では往来も少なく、（村落間での）婚姻なども稀であった。」『民俗』p.3（101）

「明治期にはイトコゾイや部落内婚がほとんどであった。通婚圏にやや広がりが見えだしたのは、ごく最近のことである。」『民俗』p.91（189）

「部落内からの嫁の場合は村廻りはなかったが、他村からの嫁は結婚式の一切が終了すると村廻りをした。（嫁を連れて地区内の各戸に紹介・挨拶することである。）」『民俗』p.91（189）

男の子の地位と相続

「家の中では、戸主や長男が大切にされ、次男や三男はそれほど大切にされなかった。跡を取るものは長男とされ、次男、三男は婿になったり、村を出て独立したりすることが多かった。」『村誌』p.242-43

「二、三男の行く道は、入り婿か出稼ぎをし、他の地へ一戸構えるかのいず

れかであった。したがって、彼らはいてもいなくてもよい存在であり、猫のしっぽ（野尻部落）と呼ばれた。」『民俗』 p.88 (186)

「次男・三男は、分家出しによって家を興したという例もあるが極めて少なく、ほとんどは入り婿か他の土地に出て働き、一戸を構えるということが多かった。家庭の中でもいろいろの席は長男が戸主に次ぐ席に座り、次男・三男は末席になった。これは何といても長男はアトトリ（跡取り）であるという考え方が次男や三男との差として現われた結果である。」『村誌』 p.247-48

相続と隠居

「法的な意味での財産の相続は戸主死亡後が一般に多く、特殊例として戸主の隠居による財産相続がわずかに見られる。明治の初期までは長子相続の例が見られた部落もあるが、明治の中期以降は各部落とも長男相続の形で財産が継承され、現在にいたっている。」『民俗』 p.88 (186)

「ここの隠居は単に家長権と村つきあいを子供にゆずるだけで、法的に財産までも子供に譲渡する隠居例は極めて少なかった。」『民俗』 p.87 (185)

分家、養子

「分家や移住による新たな村入りは、明治の末頃までは稀であった。」『民俗』 p.3 (101)

「この地方にはジワカレ（地分れ）と称する分家慣行が見られ、この慣行は比較的有産階級の間で多く行われた。」『民俗』 p.87 (185)

「分家して新しく独立した一戸を構成すると新戸と呼ばれ、本戸と区別された。」『民俗』 p.87 (185)

「家に跡を継ぐ子どものない時迎える養子は——中略——血の濃いところからもらえといわれており、親類一族の中から選定された。嫁つきの養子縁組も少なくなく、養子はムコドンと呼ばれた。家族内においては、さほどでもないがこのムコドンの部落内における社会的地位は普通の家の相続人と異なり、いく

分低く「ムコドンだから」という別扱いを受けた。」『民俗』p.88 (186)

これらの情報から次のことが分る。

- ①長男優先の家督相続であり、村内分家は極めて困難であるため、次・三男は村外に出ることが想定されていること。
- ②結婚は村内婚が基本であること。
- ③別居隠居は少なく相続はいわゆる「死に譲り」が普通であるらしいこと。
- ④婚姻は嫁入り婚で、夫方同居が基本であったこと。

狭隘な地の山村で、農業は独立の生業として成り立たない、生産力の低い土地であるので、分家も抑制し、現にある家の維持が生活の最大の目標であったことが資料から窺われる。このような事情からいわゆる戸主権は極めて強力で、家長の下で家族は強い求心力を保って暮らさなければならなかったようだ。このような条件で、若衆組の加入が（かつては数え年）十五歳であり、四十二を越えたと脱ける制度の意味は明らかだ。ムラの慣習通りに結婚していれば、四十二歳頃は跡取りである長男が若衆組に加入する年頃になっているのである。ただし、息子が若衆組に入ったら父親は脱けて、組にいるのは一家に一人であるというような原則の存在は、資料の中には伺えない。資料の限りでは男の子が十五になれば若衆入りするのであり、長男のみが加入することにはなっていない。映像資料（1）でも明らかなように、次男でも（川俣で、少なくとも現在は）「元服式」を受ける。

年齢構成からして、若衆組は二十歳台の青年のみではなく、ムラ組織の中では生産労働はもとより、いわゆる村仕事や祭祀の中核となる男たちで構成されている。では若衆組を脱けた後は（戸主の立場を長男に譲り）隠居するののかといえ、そうではなく（恐らくその余裕は例外的に豊かな家以外にはなく）四十三歳以降も労働し続けたであろう。若衆組を脱けた後の男たちの公的な組織はないようであるが、しかし「ハウバイ（朋輩）」づきあいというものがあるようだ。「一般に若衆組を退会してなおかつその家を代表するものをハウバイという。このつきあいをハウバイづきあいと呼び、ムラの生活ではなくてはならないものであった。冠婚葬祭を中心に家の屋根替えなど、かつてのムラの暮らしはほとんどこのつきあい関係をもとに助け合ってきた（『村誌』p.206）。」また、「（ハウバイづきあいとは）小字ごとに構成された生活の相互扶助を目的

としたつきあいで、道普請や橋の掛け替えをはじめ、冠婚葬祭のつきあいをする。先に述べたようにこのつきあいは、家の当主あるいは家を代表する男性が出てきてするつきあいのこと（『村誌』 p.226）」である。

そうであるなら、村仕事のような公的なつきあいは戸主もしくは跡取りである長男が行なっていることになる。恐らく仮に同居の次・三男がいても「当主あるいは家を代表する男性」とはみなされないであろう。

以上のような社会生活からは、次のようなことがいえるだろう。

①若衆組は主としてムラの祭祀を担うこと。（どこでも若者組は祭りを担うことが最大の機能であり、川俣やその他の栗山村の集落も例外ではないということに過ぎないといえ、その通りである。また、若衆が急病人の救助搬送に働いたとかいう記述（『村誌 p.236』）もあるが、これらの活動は、沿岸部の若者組織のように海難救助が明瞭にその大きな役割の一つであると認識されているのと同様な意味ではないように思われる。）

②ムラつきあいは家単位で行なわれ、戸主か同居の若衆の年齢層の男子（基本的に長男）が担うこと。

③若衆組では祭祀を通じた、年令序列に応じた役割分担によって、ムラの生活に必要な教育（ムラづきあいの心得や、獅子舞や三番伎などの芸能や謡曲などの教養の習得）がなされたこと。若衆入りしただけではまだ十全な「一人前」とはみなされないのは、これも理由の一つであろう。

④二十歳を過ぎて結婚すると、初めて「一人前」とみなされること。これは家の後継者としてムラに残ることが明らかとなったことを意味するからである。名付けもその脈絡で意味を持つ。「親分から子分に対して新しく名前が与えられ、成人後の一般的な呼び名として利用された」のも、ムラづきあいを前提にしての話である。村外に出る者に改めて名を与えても、ムラの社会生活にとっての意味はない。ムラに残るものに名を与えたのである。

このようにしてみると、川俣の「元服式」は、基盤となる若衆組との関連で、及び若衆組をムラの一部に含むムラの社会組織全体の中で、評価する必要があることが明らかになる。これまでそれぞれの部分で筆者が示した観察を論証するために、それらを全体として理論化しなければならない。若者組についていえば、全国の若者組の組織形態を類型化して、関東以北の組織の特徴を指摘した福田アジオの議論が、今回の問題の理論的理解には極めて有益である。以下の議論で福田の説を検討しつつ、この川俣の「元服式」の意味を考察する。

4. 議論

日本の若者組の研究は民俗学や歴史学、さらには社会人類学などで数多くなされ成果も豊富に蓄積されているが、しかしそこには偏りがあると福田は指摘する。結果的に「若者組の研究は未婚の青年の集団で、寝宿慣行を伴っているような組織に関心が集中し、調査事例もそのような姿が典型的にみられる西日本の太平洋岸や離島に集中している。東日本、特に関東、東北の若者組については、一部を除いて、従来からほとんど研究が進んでいない（福田：238）」という。

福田は具体的な例として茨城県の三つの地域の若者組を取り上げ、その共通特徴を次のようにまとめた。すなわち「三つの事例が示していることは、(一)一軒一人のみ、長男（家の跡継ぎ）を加入させる組織であり、(二)その年齢は十五歳ないしは十七歳で加入し、四十歳前後で脱退するもので、当然その内部に既婚者が含まれていることである（福田：241）。」

一軒一人で長男のみ加入という若者組の存在は古くから知られていたが、全国を視野に入れ地域的な分布の問題としては検討されてこなかった。福田は東北から報告例の確認を行い、関東地方までは広くこの型が分布しているとする。関東地方より西では滋賀の宮座組織のある所や三重などにみられるくらいで、「茨城県でみられる長男単独加入制の既婚者を含めた若者組は東日本の若者組のごく一般的な姿なのである（福田：245）。」と述べている。

福田の問題意識は、このようにあり方の違う若者組の組織が、それも地域を違えて存在するのはなぜか、どのような社会条件が違いを生み出しているのかにある。福田は先ず若者組を加入資格と（加入年と脱退年の）年齢範囲の二つを指標としてマトリックスをつくり、類型化する。加入資格としてムラに生まれた男子全員を一定の年齢で加入させるもの（X型とする）、全員を加入させるにしても長男と次・三男では差をつけるもの（Y型とする）、長男のみを加入させるもの（Z型とする）、の三つに分ける。これに対して年齢範囲では脱退の年齢によって、二十五歳前後ないしは結婚で脱退するものを青年型としAと類型化する。四十前後まで加入し、当然既婚者も含むものを青壮年型としBと類型化する。（A、B）×（X、Y、Z）で都合六つの類型がマトリックスⁱⁱⁱにできる（福田：246-50）。（現実にはAZは報告例がなく存在しないと考えられ、五類型が考察の対象となっている。）

AX型のような、長男・次三男平等加入資格で脱退時期は青年型の若者組と、

長男単独加入資格で脱退時期は青壮年型のBZ型のような対照的（かつ対称的）な組織がなぜできたか、それは家の継承の観点から理解することで明瞭になると福田はいう。

先ずそもそも若者組の意義について次のように確認する。若者組は単なる任意的な団体ではなく、ムラの運営の重要な担当者である。そこに十五歳くらいの若さで参加するのはムラにとって相応しい一人前の人物に仕立て上げるためである。しかし、ムラに生まれた全てのものを一人前にする必要はない。一人前とはムラに残ること、すなわち「ムラを構成する家の代表者＝戸主になること」が前提の概念である（cf. 福田：252-53）。

従って、AX型やBZ型のような差は、ムラの中での家の生成や継承の問題と関係するはずである。親の財産を兄弟平等に相続し、結婚を契機などにしてムラでそれぞれが一戸を構えるような慣行の所は、長男だけでなく次男以下もムラの男子として等しく一人前に教育してゆかなければならない。こういうムラは主として西日本に分布すると共に、東日本でも沿岸・半島部にはみられる。若者組としてはAX型が適格的である。これに対して、長男単独相続型の家が基本のムラでは、次男以下は戸主としてはムラに残らないであろうから、ムラの一人前として教育する必要はなく、長男にのみ教育はすればよい。BZ型の若者組が適格的な形態となる。

BZ型は東北地方、関東地方に多いのだが、そこでは長男単独相続型が一般的であり、財産は長男による一括相続が多い。これまでみた栗山の民俗誌の聞き書きにあるような事態を、福田も次のように指摘する「次男以下は多く学校卒業後はムラを離れて、都会へ就職する。またかつては、他家へ婿養子にはいることも盛んであったし、さらに昔にはオジとして一生に渡り兄・おいの家の居候で生活する運命のものも多かった（福田：255）。」

なお蛇足ながら、福田の地域的類型論は若者組に関したもののだが、この地域差は婚姻習俗の差とも関連することは容易に理解できる。それは主婦の地位の問題といってもよい。東日本特に東北は嫁入り婚が多く、西日本は妻問い婚（妻訪婚）が多いとされてきた。後者は一戸を構えて主婦になれる時まで結婚後も女性は生家にとどまる形式である。前者は結婚当初から舅姑と同居し、姑から「へら（しゃもじ）渡し」など主婦権の移譲を受けるまでは「嫁」の地位にとどまる婚姻形態である。妻の地位は夫が一戸の主となるあり方や時期と関係するのだが、それは福田のいう「ムラの中での家の生成や継承の問題」の大事な

一部を構成している。

福田の説くところに従い、若者組と「家の生成、継承のあり方」の観点から改めて川俣の「元服式」を見れば、その意味は明かである。その若者が、いずれムラで結婚して一戸を構え、ムラに残る予定の者であることの確認と披露の儀式なのである。映像資料1のナレーションで「男子が20歳の成人を迎えるときに、『親分・子分』の義理の親子関係を締結する」とあったのは、少なくとも歴史的には、あるいは発生的には、因果の意味づけが逆であろう。ムラの者としていずれ一戸を構えるか継承することが明らかになったから「『親分・子分』の義理の親子関係を締結する」のである。それによって、ムラの一員としての地位を公的に承認されたのである。かつては、ムラ人としての正式なアイデンティティを、親分がつけてくれる新しい名の形で与えられたのである。その名でムラの社会生活を送る。それが「成人」すなわちムラの一人前となることである。二十歳になって（法的・社会的には）成人を迎えるから、その特殊な伝統的儀礼として「親子成り」をするといったような、今風の成人式のような理解をしてはならない。

元服式については解決しても、むしろ若衆組について分らないことがおきる。一番の疑問は、福田の類型論での加入資格の問題である。栗山村の資料ではそこがはっきりしない。男子が十五歳になれば若衆組に加入するのであって、特に長男と次・三男の間に差を設けているようには見えない。そうであるなら、加入資格の点では長男単独であるZ型ではないことになる。恐らく、人々の記憶にある限り、また文書の記録にある限りでは、差は見いだせないであろう。しかし、「元服式」というよりむしろ「親分・子分」の関係締結、さらに具体的には「名付け」（土地言葉で「ナヅキ」）は誰に対して行なったのだろうか。これまでの理路からすれば、長男以外には入り婿などにしか行なわないはずである。しかしながら、そのことは明瞭に語られていない。元々伝承として川俣以外でははっきりしたもの（具体的な記述）はないし、川俣でも歴史的な変化は資料からは理解できない。

仮に男子は皆若者入りするが、次・三男は二十歳頃までには村を出て、最後は長男のみがムラに残ると考えてみる。それは資料の抜き書きにも示されたように、次・三男には当然のごとく生じる事態であると想定できる。結果的に若衆組には長男しか残らないことになる。とすると、福田の類型論では加入資格で長男・次三男差別するY型と理解した方が栗山村は適切である。福田はY

型の下位分類で、 Y_1 から Y_3 まで立てている。そのうち Y_2 は次のようなものである。「(長男・次三男差別加入制における)差別の第二の型は、同じように入加させながら、一定段階で次男以下は脱け、長男のみの組織になるものである(Y_2)。静岡県熱海市初島(—出典記載省略—)では十七歳になった男子は長男も次三男も皆加入した。しかし、次三男は二十五歳で脱退することになっており、それより上は長男のみが残り、三十三歳まで入っていた。これも明治期までは四十歳までだったという。役職はじめ若者組の運営は全て長男が握っていた(福田:247)。」初島では規約、あるいは明瞭な慣習として脱退するのであるが、川俣では仮に自然に、結果的に、そうなると考えれば、形の上では Y_2 に見える。初島についても、「実際は戸数制限のため次三男は二十五歳以前に独身の状態で島外に出てしまうのが普通であった(福田:188)」とのことからすれば事態は実質的に同じであるといえよう。

むしろ若者組が実質的に二段階に構造化されていると考えた方がよいのかも知れない。川俣の場合は十五歳での加入の後二十歳から二十四歳の辺りに(暗黙の)断絶があり、それを越えてムラに残るのは実際は長男のみということであったのかも知れない。その方が資料に矛盾がなく、無理なく理解できる。映像資料(1)の最後のナレーションで、「この式の後はこの若衆組に正式に加入することになる」とあるのは、この観点からは矛盾のない見方かも知れない。

もちろん歴史的に様々な変化は生じたであろう。例えば同じく映像資料(1)で、元服を受ける若者は次男とのことであった。ムラ自体の場所も生業も変化し、次・三男もムラで一戸を構えて生活できるように今はなっている可能性は高い。場合によったら余所で学生や就職をしているものでも、(成人式には郷里に帰る大学生のように)ムラに戻ってこの「元服式」は受けるようになっていのかも知れない。このような変化をせめて江戸の末頃からたどれる資料は、今のところないように思われる。

5. まとめ

①川俣の元服式において、親分・子分の「親子成り」を筆者は当初重視して理解し、(食物に代表されるような)何らかの「贈与」を通じて若者を育成・強化する儀礼とみた。筆者が昨年『人文学フォーラム』第7号で扱った木幡の幡祭での「胎内くぐり」に対比して、「男が男を育てる」象徴的儀礼とみなしたのだが、むしろ前者と同じように、名付けによって新たに「男(ムラ人)が

男（ムラ人）を生む」儀礼の一つとみた方がよいかも知れない。

②これまでの論述の繰り返しになるが、「元服式」は家の跡取りであることの承認と披露がその本旨であろう。今日われわれが思うような「成人式」では決してない。あくまでムラと家との関係での「一人前」である。それが、元服自体はある家の個人のことであるように見えながら、ムラ全体の公的な関心事となる理由である。

③娘に娘だけの同じような公的な儀礼がないのは、男の元服式と同じ論理で説明がつく。女性は村の中で、様々な女性だけの講に入るのは各地の村落で普通のことであった。しかし講について福田は「結婚前の娘時代にはこのような伝統的な組織はなかった（福田：198）」という。これは、女性は結婚して特定の（そのムラの）家に属することで初めてムラの正式な成員になると考えられていると想定すると理解ができる。結婚せず生家にいるうちは、どこの（ムラの）家に属するか分らないままである。いわば存在、あるいはアイデンティティが未確定の状態と考えられる。存在として一人前というのは、結婚を通じて先ず以て家に、次に家を通じてムラに、それぞれ属することによってであり、結婚こそが加入礼、イニシエーションなのである。別な見方をすれば、男がムラ人としてベースであり、それを先ず（元服式などで）ムラの成員として確認する。その男性と結婚した女性もそれを媒介としてムラ人と認められる。そこからムラの女性としての（講などの）組織化が始まると考えることができる。若者に対して行なわれるのに相当する儀礼が娘単独では存在しない理由はこういうことであろう。

参考文献・映像資料

- 藤崎康彦 2009 「男が男を生むーイニシエーションとジェンダーの研究ー」『人文学フォーラム』第七号 跡見学園女子大学
- 福田アジオ 1989 『時間の民俗学・空間の民俗学』 木耳社
- 原田敬一 2001 『国民軍の神話』 吉川弘文館
- 栗山村誌編さん委員会編 1998 『栗山村誌』 栗山村
- NHK 1997 『ふるさとの伝承』「若者組」NHK教育テレビ
- NHK 2002 『ふるさとの祭りと芸能 第22巻 組（集団）の四季』 NHKエンタープライズ
- 栃木県教育委員会編 1967 『栗山の民俗 栃木県民俗資料調査 報告書第2集』 栃木

-
- i NHK 教育テレビで、1997年5月11日に放映された。
 - ii 資料には次のような記述もある。「20歳の時の徴兵検査が男子の成人の目安となった部落もある。これに合格すると、赤飯を炊いて内祝いをし、入営の時は村中こぞって祝った。徴兵検査合格は村の成人づきあいの合格も意味していた（『民俗』p.91（189）。）」また徴兵検査合格とは甲種合格のことで、これは身体頑健な健康優良青年としていわば国家の認定を受けたものと感じ、当人は誇りに思ったことは、原田の記述に示されている（原田：27-40）。
 - iii 川俣湖は川俣ダムの建設に伴ってできた人工湖である。本来の川俣部落はこの湖に沈み、現在の川俣は移転により現在地にできた。映像で見る限り住宅は皆新しく大きく、現代的な姿をしている。地区の公民館も立派なものが造られていて、祭りにも活用されている。昔からある川俣温泉の他に新たにダムの近くに温泉が掘られ、川俣湖温泉となり、ダム関係や各種民間企業も昔はなかった雇用を生みだし、地区の暮らしは大きく変わったようである。
 - iv 現在の新暦での祭りの日付であろうが、旧暦の時の祭りは次のようになっている。旧暦七月の祭りは鎮守祭りという。川俣地区の鎮守は（土呂部地区と同じく）瀧尾神社である。祭礼は23日より始まる。川俣では23日に瀧尾神社に獅子舞を奉納する。瀧尾神社より大社であり、栗山村全域で信仰されている愛宕神社の祭礼も川俣ではこの時期に行う。24日愛宕神社、25日墓参り、薬師様、二荒山、山の神などの祭礼を行い、各々獅子舞を奉納する。43歳になる若衆が、ブンダシ餅をごちそうになり組を抜けるのもこの時である。（『民俗』p.99-103（197-201）参照）本来獅子舞は神社の境内で奉納するものであることが分る。
 - v 愛宕神社の祭礼が行なわれる八月二日の前の晩、オコモリ（お籠り）が行なわれる。愛宕山頂近くに祀られている今宮神社のご神体を三人の小若衆が麓のオカリヤ（お仮屋）に迎え、神事後再び元に戻す行事との説明があるが、映像の日とは一致しない。（『村誌』p.381-83参照）
 - vi 儀礼の時の晴れ着には、正装というべきものと簡略化したものとが区別されている。正装と簡略版はそれぞれ「男はナガジュパン、黒の紋付き着物、角帯、縞のハカマ、紋付き羽織である。足袋は黒か白、履き物は下駄である。こうした正装は結婚式の仲人や婿、葬式の施主などで、他には川俣の名付けの子分と親分、湯西川・湯殿山神社の祭礼執行者の惣代長が着用している。正装より少し簡略化したハレの衣装は、

浴衣に紋付きの羽織、黒足袋、下駄といういでたちである。夏祭りの若衆や村役の姿がこうしたものである（『村誌』 p.138-39）」とされている。

- vii 注ivの「ブンダシ餅」参照。
- viii 福田：249に次の図が示されている。

加入資格 脱退時期	長男・次三男平等 X	長男・次三男差別 Y	長男単独 Z
青年型A	AX 中・四国 九州及び海岸	AY 四国に点在 他	AZ
青壮年型B	BX 伊豆・志摩	BY 東海に点在 他	BZ 東北・関東・近畿

図表8 若者組の諸類型とその分布傾向